

災害廃棄物の分別が始まる

旭市内の仮置き場 県産廃協が協力

東日本大震災で津波などの被害があった千葉県旭市の仮置き場で4月11日から、廃棄物を分別する作業が始まった。災害廃棄物の処理が本格化するのを前に、現場でどの程度分別できるかを見極める。場所は市内5カ所のうち、最初に仮置き場として指定された旧海上中学校跡地。(出)千葉県産業廃棄物協会加盟の4社が分別作業を担当している。



重機と手作業による分別が続けられている
(旭市、旧海上中学校跡地)

千葉県と県産廃協は「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を結んでいる。東日本大震災に伴う市からの要請を受けて、県は県産廃協に支援を要請。協会側が提示したリストの中から、市が石井

興業、共同土木、高俊重機1台、オペレータ11人、作業員2人の4班体制を組み、重機で廃棄物の山を取り崩しながら手で分別する作

業が繰り返されている。分別品目は▽木くず▽廃家電製品▽金属くず▽可燃物▽不燃物▽廃コンクリート類、の6種類。このほか、スケルトンバケット付き重機で土砂の混ざった廃棄物を分別する作業も行われている。所有者の分からないアルパムや消火器、引火性の危険物、腐食なども

手作業で取り除く。市内で最初の仮置き場というところもあり、津波の被害を受けた家屋から家具、家電製品などが雑多に混ざっている。県の意向もあり、分別効率、1日の作業量などを見極めながら、できるだけ現場で分別して有償売却または焼却、処分場などに出荷できないか検討していくという。市環境課によると、現在のところ分別後の搬出先は決まっていな

いが、「他の4カ所も順次分別を進め、できれば年度内に処理を完了させたい(担当者)」としている。旭市内で今回の震災により仮置き場に搬入された廃棄物は13日までに、約5万9000トンに上っている。5カ所のうち、持ち込みが可能な仮置き場は飯岡漁港(敷地面積1万5000平方メートル)だけだが、それも約3分の2程度が埋まっているという。持ち込まれる廃棄物は津波の被害を受けた家屋や家具、家電製品などが雑多に混ざっている。市は県や県産廃協な

どと協議の上、民間施設の活用も検討していきたいとしている。災害廃棄物は一般廃棄物扱いのため、中間処理、最終処分施設で受け入れるためには廃棄物処理法で一般廃棄物の設置許可が特例で免除される届出を県に提出する必要がある。その場合にも、現行法では安定型処分場は特例の対象から外れる。このため、産業廃棄物では安定型処分場に持ち込める▽がれき▽ガラス陶磁器くず▽金属くず▽ゴムくず▽廃プラスチック類、も管理型処分場で処分しなければならない。また、震災の影響で発生した産業廃棄物を広域的に処理するには、県外廃棄物に関する事前協議が必要になる場合もある。茨城県ではすでに、災害に伴う産業廃棄物を持ち込む際には届出のみで事前協議したもののみならず例外措置を設けている。

東北6県や関東でも事前協議制度を設ける自治体が多いことから、こうした例外措置が広がる可能性もある。一方同市のクリーンセンター(清掃工場の処理能力は日量95トン16時間稼働、47.5トンが2基)。家庭ごみなど通常の稼働だけでも稼働率は7割程度になるという。市クリーンパーク(最終処分場)も延命措置のために焼却灰の約2割を民間委託している。それでも残余年数は約5年という状況だ。東総地区広域市町村圏事務組合を構成する3市、銚子、旭、匝瑳は現在、銚子市内でごみ焼却施設と最終処分場の整備を計画している。ただし、「早くても7年かかる。既存のクリーンセンターでもできる限りの処理したいが、受け入れ能力にも限りがあることから、他市や民間施設を活用して迅速な処分を進めたい(市環境課)と話す。